

○松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱

平成20年5月30日

上下水道局告示第13号

改正 平成22年3月31日上下水道局告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事において、事後審査型一般競争入札を実施することについて、松本市上下水道局の契約に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第16号。以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が発注する建設工事事後審査型一般競争入札の実施については、松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第339号）を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「水道事業及び公共下水道事業の管理者」と、「本市」とあるのは「松本市上下水道局」と、第3条中「松本市業者指名審査委員会」とあるのは「松本市上下水道局業者指名審査委員会」と、第4条第1項中「松本市建設工事一般競争入札実施要綱（平成10年告示第29号）第4条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱（平成12年上下水道局告示第1号）」と、第5条中「規則第106条」とあるのは「規程第4条」と、第12条第1項中「松本市最低制限価格制度実施要綱（平成20年告示第340号）」とあるのは、「松本市上下水道局最低制限価格制度実施要綱（平成20年上下水道局告示第14号）」と、様式中「松本市」とあるのは「松本市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成22年3月31日上下水道局告示第8号）

(施行期日)

この告示は、平成22年3月31日から施行する。